

2011 年 1 月 28 日

社団法人衛星放送協会
スカパーJSAT 株式会社

大雪災害による新潟県 4 都市の被災者への 1 月の視聴料等の免除について

新潟県長岡市、小千谷市、十日町市、魚沼市にて発生した大雪による被災者の皆さまには謹んで
お見舞い申し上げます。

CS 衛星放送事業に関わる 91 社が組織する社団法人衛星放送協会（事務局：東京都港区、
会長：和崎 信哉）とスカパーJSAT 株式会社（本社：東京都港区、代表取締役 執行役員社長：
秋山 政徳）は、新潟県内の大雪災害により災害救助法が適用された市町村で「スカパー！」及び「ス
カパー！e 2」を契約されているお客様を対象に、お申し出により被災状況によって視聴が困難と
認められた場合、1 月の視聴料等を免除することを決定しましたのでお知らせします。

記

1. 免除対象地域

新潟県 長岡市（ながおかし）
新潟県 小千谷市（おぢやし）
新潟県 十日町市（とおかまちし）
新潟県 魚沼市（うおぬまし）

2. 免除となる料金の内訳

月額基本料、視聴料（スカパー！及びスカパー！e 2 の月額視聴料、PPV 視聴料を含みます。
また、金額はお客様の視聴契約内容によって異なります。）、月刊ガイド誌料

3. お客様からの問い合わせ先

ご相談専用ダイヤル

TEL：0120-085-550（10:00～20:00、無休）